



下北手にある身体障害者授産施設・秋田ワイクセンターでは、約70人のかたたちが、軽作業、縫製作業、印刷作業に毎日笑顔でがんばっています(写真は軽作業部門のみなさん)

障害のあるかたがたが、地域で安心して暮らしていける社会の実現をめざして...
障害者自立支援法がスタートします。

4月から障害者自立支援法が施行 障害者を支える 新しい仕組み

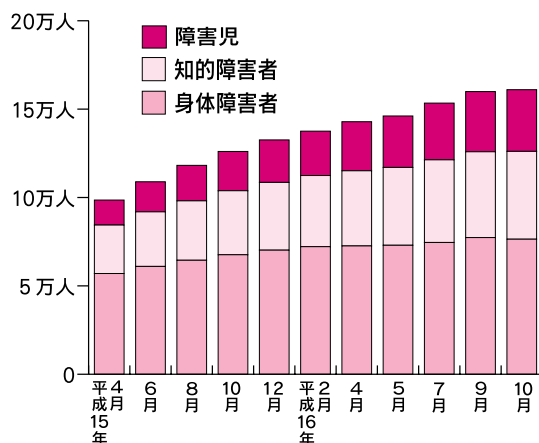
利用者が増加する中で
より確かな安心を実現

障害者福祉サービスは、平成十五年四月、それまでの措置制度(行政がサービスの内容や事業所を決定)から支援費制度(利用者自らが必要な支援を選択し、事業所と契約)に移行し、その後、利用者も急激に増加しています。

そして昨年十月、障害者福祉に関する新しい法律「障害者自立支援法」が制定されました。

この法律は、身体、知的、精神といった障害の種類ごとにあ
る個々の法律の中から、障害者
福祉サービスに関する部分を抜
き出して一つにまとめた、障害
の種類を越えた共通のルールと
なるものです。

全国のホームヘルプ利用者数の推移



このルールに基づき、障害者福祉サービスは、段階的に新しい制度へと変わっていくこととなります。



除雪もみんなで力を合わせて！
(知的障害者通所更生施設ユートピアやまばと)

障害者自立支援法

それぞれの法律からサービスに関わる部分を抜き出し、同じものにした法律です(共通ルール)

身体障害者福祉法

知的障害者福祉法

精神保健福祉法

児童福祉法

障害者福祉の全体像

市町村が実施

自立支援給付 (費用の9割を行政が支給して、残りの1割を利用者に負担してもらいます)

介護給付

居宅介護
行動援護
児童デイサービス
短期入所
重度訪問介護
療養介護
生活介護
重度障害者等包括支援
共同生活介護
施設入所支援
外出介護(※)
障害者デイサービス(※)

障害者・児

訓練等給付

共同生活援助
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援

自立支援医療

障害にかかる公費負担医療
これまでの精神通院医療、更生医療、育成医療

補装具

補聴器
車いす など

地域生活支援事業

- 相談支援
- コミュニケーション支援
- 日常生活用具の給付・貸与
- 移動支援
- 地域活動支援
- 福祉ホームなど

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成など

県が支援

身体・知的・精神の障害のあるかたが、その障害の種類にかかわらず、必要なサービスを利用しやすくなるよう、障害の程度ごとにあつたサービスを、一つの枠組みにまとめました。

障害の種類によって分かれていたサービスを一本化

新しい制度の四つのポイント

さらに、サービスの選択にあたっては、日中の活動(自立訓練、生活介護など)と、住まいの場(共同生活援助、居宅介護など)に分けた利用のしかたも可能になります。

支給の決定を透明・明確に

サービスは、左図のように、介護給付、訓練等給付など、「自立支援給付」という形で受ける

こととなります。これらを支給を決めるにあたっては、客観性、透明性の確保に重点を置きます。客観的な尺度である障害程度区分を認定する際には、百六の項目について調査を行うほか、審査会を開いて医師の意見を聞く機会も設けます。

サービスの利用について、利用者本人からしっかりと意見を聞きながら、一人ひとりに合ったサービスの提供ができるよう努めます。

